

介護予防ケアマネジメントマニュアル 令和4年度改訂版 改訂表

	ページ	改正前 (令和3年度版)	ページ	改正後 (令和4年度版)
1	5	図：高齢化の推移と将来推計（令和2年 高齢社会白書より）	5	【図を最新データに差替え】 図：高齢化の推移と将来推計（令和3年 高齢社会白書より）
2	6	図：第1号被保険者（65歳以上）の要介護別認定者数の推移（令和2年 高齢社会白書より）	6	【図を最新データに差替え】 図：第1号被保険者（65歳以上）の要介護別認定者数の推移（令和3年 高齢社会白書より）
3	16	表：サービスの類型 要支援1・2と事業対象者（認定更新時）のかたは、短期集中予防サービスと健康アップ教室の利用は不可	16	表：サービスの類型 【対象者の変更】 要支援1・2と事業対象者（認定更新時）のかたも、短期集中サービスと健康アップ教室の利用を可能とする。
4	17	○総合事業サービスの併用について 短期集中予防訪問サービス、短期集中予防通所サービスを利用しているかたの併用可能なサービスはなし	17	【説明文および表の変更】 短期集中予防訪問サービスおよび短期集中予防通所サービスについて、介護予防訪問介護相当サービスまたは訪問型基準緩和サービスとの併用を可能とする。
5			18	表：「総合事業サービスの併用について」を新規追加
6	20	4 介護予防ケアマネジメントの類型	21	【説明文の追加】 ページ下部にケアマネジメントAとCの請求に関する注意点を追加

7	22	『初回のみ介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントC)』 短期集中予防サービスおよび一般介護予防事業の説明を記載	23	【説明文の削除および図の追加】 ・短期集中予防サービスおよび一般介護予防事業の説明を24～27ページに移動し、個別に詳細を記載 ・ケアマネジメントCの利用が想定される人物像および自立に向けたサービス利用のイメージ図を追加
8	23	『介護予防サービスの利用が想定される人物像』		【削除】 23ページおよび24～27ページに移動し、各サービスの対象者の要件または目安として記載
9			24～27	『介護予防サービス一覧』を新規追加 短期集中予防サービスおよび一般介護予防事業について、概要、対象者、講師、実施期間、参加費等を記載
10			28	『生活不活発病の悪循環』を新規追加
11	24・25	『ケアマネジメントC利用方法』 地域包括支援センターの利用を想定した、サービスの利用方法の流れについて記載	29・30	【表の変更および説明文・図の追加】 ・見出しを「短期集中予防サービス（訪問・通所）、健康アップ教室、口腔教室 利用方法」に変更し、居宅介護支援事業所へ委託した利用者が短期集中予防サービス等を利用する場合を含め、プロセスや使用する書式について追記 ・サービス等の利用に係る注意事項（※印）を追加 ・図：「例1）評価について」を新規追加

12	26	表：総合事業における介護予防ケアマネジメント類型と利用サービスの例（川口市）		【削除】
13	27	図：サービス利用までの流れ	31	【図の変更】 要支援認定者と事業対象者の利用できるサービスに、短期集中予防サービスを追加
14	32～35	『川口市「介護予防・日常生活支援総合事業」サービス・活動の判断の参考基準（概要）』 表：基本チェックリストの該当項目に沿った判断 表：課題整理総括表の記載に基づく判断 表：川口市版アセスメントシート等の記載に基づく判断	36～39	【表の変更】 各表の想定されるサービス・活動の例に、健康アップ教室を追加
15	43	表：介護予防ケアマネジメント依頼届出書の有無 介護予防ケアマネジメント依頼届出書について、届出が必要な場合と不要な場合について記載	47	【表の変更】 見出しを「介護予防ケアマネジメント依頼届出書の区分」に変更し、届出が不要な場合を削除
16	49	（３）ケアプランの作成	53	【説明文の追加】 短期集中予防サービスまたは一般介護予防事業を利用する場合のケアプランの変更について追記
17	53	（４）サービス担当者会議	57	【説明文の追加】 短期集中予防サービスまたは一般介護予防事業を利用する場合のサービス担当者会議について追記

18	61	(1) 限度額管理 表：各サービスの利用者負担のめやすを金額で表示	66	【説明文の追加および表の変更】 ・短期集中予防サービスおよび一般介護予防事業について、給付管理の対象とならない旨追記 ・表中の各サービスの「金額」を「単位数」に変更 ・基準緩和サービスの算定回数について追記
19	62	(3) 地域包括支援センターが行うケアマネジメント費の請求方法 平成31年3月以前の提供分の請求方法について記載	67	【説明文の削除及び追加】 ・平成31年3月以前の提供分の請求方法について削除 ・表外に介護予防給付と総合事業を併用する場合の請求方法について追記
20			68	『介護予防ケアマネジメントの請求方法』を新規追加
21	78	No.7 サービス担当者会議の開催 No.8 介護予防サービス・支援計画書の提出	84	【説明文追加】 それぞれ短期集中予防サービスまたは一般介護予防事業を利用する場合について追記
22	79	No.9 給付管理・介護予防ケアマネジメント費及び介護予防支援費の請求 平成31年3月以前の提供分の請求方法について記載	85	【説明文の追加および削除】 ・短期集中予防サービスおよび一般介護予防事業については、給付管理票は提出不要である旨追記 ・介護予防給付と総合事業を併用する場合の請求方法について追記 ・平成31年3月以前の提供分の請求方法について削除

23	80	No. 10 モニタリング報告 No. 11 評価	86	<b>【説明文の追加】</b> ・それぞれ短期集中予防サービスまたは一般介護予防事業 を利用する場合について追記
24			87～88	『(3) 短期集中予防サービス、一般介護予防事業の一部サ ービス(健康アップ教室、口腔教室)を利用した場合の手順』 を新規追加